

患者さん、ご家族の皆様へお知らせ

窓側ベッド差額料金の徴収について

令和7年1月6日より、窓側ベッドの差額料金を徴収いたします。
皆さまにおかれましては、予めご承知のほどよろしくお願いいたします。
(※差額料金は、患者さんやご家族の同意を頂いたうえで徴収いたします)

< 窓側ベッド差額料金 >

1日あたり **2,750 円** (消費税込み)

※ 例：1泊2日の場合は5,500円 (2,750円×2日)

令和6年11月14日

独立行政法人国立病院機構
東京医療センター 院長